



島根県報

平成24年5月25日（金）

第2,395号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により児童福祉施設等環境改善事業費補助金の交付の対象等を定める告示	（青少年家庭課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農村整備課）	3
土地改良区の定款変更の認可	（　　　　　）	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水産課）	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	4
建築基準法の規定による道路の指定	（建築住宅課）	5

【公 告】

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	（薬事衛生課）	6
基本測量の実施	（用地対策課）	7

【特定調達公告】

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務に係る随意契約の相手方等	（病院局）	7
島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務に係る随意契約の相手方等	（　　　　　）	7

【雑 報】

火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験の実施	（消防防災課）	8
-------------------------------	---------	---

【正 誤】

昭和58年3月4日付け島根県報第2,779号中	（道路維持課）	9
平成24年3月27日付け島根県報号外第34号中	（企業局）	10

告 示**島根県告示第337号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、児童福祉施設等環境改善事業費補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により児童福祉施設等環境改善事業費補助金の交付の対象等を定める告示（平成23年島根県告示第528号）は、廃止する。

平成24年 5月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

児童福祉施設等環境改善事業費補助金

2 補助金等の交付の目的

児童養護施設等の入所児等の生活向上のための環境改善及び入所児等に対するケアの充実のための職員の資質向上に要する経費を補助し、もって社会的養護体制の充実を図ることを目的とする。

3 補助金等の交付の対象となる補助事業者の範囲、事業等

(1) 補助事業者の範囲

社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、特定非営利活動法人、自立援助ホームを行う者及びファミリーホームを行う者

(2) 交付の対象である事業等

交付の対象である事業	対象施設等	補助対象経費	交 付 額
施設内遊具の安全対策（老朽化又は構造上の理由により危険な大型遊具の安全面の向上を図るため、大型遊具の撤去又は新設を図る事業をいう。）	児童養護施設 母子生活支援施設 乳児院 情緒障害児短期治療施設	改修費 備品購入費 大型遊具の撤去又は新設に係る経費	1 施設当たり補助対象経費の実支出額と2,300,000円を比較していずれか少ない方の額
食品の安全対策（食品の安全性を確保するため、大型冷蔵庫、食器格納庫等の食品の衛生管理に必要な備品についての撤去又は新設を図る事業をいう。）	児童養護施設 母子生活支援施設 乳児院 情緒障害児短期治療施設	改修費 備品購入費	1 施設当たり補助対象経費の実支出額と6,500,000円を比較していずれか少ない方の額
児童養護施設等の生活環境改善（老朽化した乳児・児童用ベッド、乳児用呼吸モニター、緊急地震速報受信装置その他の児童の安全の確保のために必要な備品、フローリング貼・カーペット敷等の更新又は内部改修を図る事業をいう。）	児童養護施設 母子生活支援施設 乳児院 情緒障害児短期治療施設 自立援助ホーム ファミリーホーム	改修費 備品購入費	1 施設当たり補助対象経費の実支出額と8,000,000円を比較していずれか少ない方の額
学習環境改善（児童福祉施設の退所後の就業の促進を図るため、児童福祉施設入所児（者）のパソコン	児童養護施設 母子生活支援施設 情緒障害児短期治療施設	備品購入費	1 施設当たり補助対象経費の実支出額と400,000円を比較していずれか少ない方の額

ン技術習得のためのパソコンを整備する事業をいう。)	自立援助ホーム ファミリーホーム		額
改修等（既存建物を借り上げて、又は自前建物で自立援助ホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な設備整備、改修整備等に係る費用の補助を行う事業をいう。)	自立援助ホーム ファミリーホーム 地域小規模児童養護施設	改修費 備品購入費	1施設当たり補助対象経費の実支出額と8,000,000円を比較していずれか少ない方の額
児童養護施設等施設職員の短期研修、長期研修（児童養護施設等の職員の資質を向上し児童に対するケアの充実を図るため、各施設種別又は職種別に行われる研修への参加を促進する事業をいう。)	次に掲げる施設の職員 (1) 児童養護施設 (2) 母子生活支援施設 (3) 乳児院 (4) 情緒障害児短期治療施設 (5) 自立援助ホーム (6) 福祉型障害児入所施設 (7) 医療型障害児入所施設	賃金（代替職員雇 上げ経費等） 旅費 需用費（消耗品 費、印刷製本費） 役務費（通信運搬 費、広告料） 委託料 備品購入費等	1人当たりの額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。 (1) 短期研修（3日から4日程度の研修をいう。） ア 宿泊を伴うもの 131,000円 イ 宿泊を伴わないもの 71,000円 (2) 長期研修（1か月から3か月程度の研修をいう。） 1,018,000円

島根県告示第338号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年 5月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

鹿足郡吉賀町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 茅原 忠夫 鹿足郡吉賀町真田1678番地 2
- 小田 善史 鹿足郡吉賀町柿木村柿木311番地 1
- 道下 博哉 鹿足郡吉賀町樋口487番 1 地
- 谷川 敏夫 鹿足郡吉賀町立河内787番地
- 金川富士雄 鹿足郡吉賀町沢田521番地
- 村上 禎 鹿足郡吉賀町朝倉63番 2 地
- 見川 哲幸 鹿足郡吉賀町抜月989番地 2
- 永安 恵治 鹿足郡吉賀町柿木村大野原297番地
- 齋藤 尚介 鹿足郡吉賀町柿木村福川377番地
- 石井 政信 鹿足郡吉賀町柿木村下須535番地

監事

松蔭 茂 鹿足郡吉賀町六日市828番地

阿川 有一 鹿足郡吉賀町柿木村福川26番地

2 就任年月日

平成24年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

茅原 忠夫 鹿足郡吉賀町真田1678番地2

小田 善史 鹿足郡吉賀町柿木村柿木311番地

道下 博哉 鹿足郡吉賀町樋口487番1地

谷川 敏夫 鹿足郡吉賀町立河内787番地

金川富士雄 鹿足郡吉賀町沢田521番地

齋藤 浩二 鹿足郡吉賀町蓼野277番地

見川 哲幸 鹿足郡吉賀町抜月989番地2

永安 恵治 鹿足郡吉賀町柿木村大野原297番地

齋藤 尚介 鹿足郡吉賀町柿木村福川377番地

石井 政信 鹿足郡吉賀町柿木村下須535番地

監事

松蔭 茂 鹿足郡吉賀町六日市282番地

三浦 一美 鹿足郡吉賀町柿木村福川1020番地

島根県告示第339号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、鹿足郡吉賀町土地改良区の定款変更を平成24年4月23日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年5月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第340号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成20年島根県告示第444号による保険に付すべき義務は、平成24年5月15日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成24年5月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

湖陵町加入区

島根県告示第341号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年5月25日

1(1) 区域の名称

東生馬町平ノ上

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次に結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
松江市東生馬町字下平729番	1号
松江市東生馬町字平ノ上727番1	2号
〃 724番	3号
〃 723番	4号から8号まで
松江市東生馬町字下平187番	9号及び10号
〃 179番	11号
〃 176番	12号
〃 168番	13号
松江市東生馬町字平ノ上728番1	14号及び15号

2(1) 区域の名称

西津田

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次に結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
松江市西津田十丁目2273番7	1号
〃 2277番1	2号及び3号
〃 2277番62	4号
〃 2273番3	5号
〃 2272番6	6号及び7号
〃 2273番2	8号
〃 2273番5	9号
〃 2273番3	10号
〃 2273番7	11号

島根県告示第342号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は、益田県土整備事務所及び益田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成24年5月25日

島根県知事 溝口善兵衛

1 路線名

益田都市計画道路事業3・5・5号中島染羽線

2 道路の位置

起点：益田市駅前町229番地1

終点：益田市常磐町340番地1

3 道路の幅員

19メートル

4 道路の延長

280メートル

5 指定の年月日及び番号

平成24年5月15日 第1号

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、クリーニング業法施行細則（昭和46年島根県規則第53号）第12条第2項の規定により公告する。

平成24年5月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 研修及び講習の主催者

財団法人 全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋6丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人 島根県生活衛生営業指導センター

島根県松江市大輪町420-1

3 研修又は講習の種類等

(1) 第1型研修

開催年月日	会場名	所在地
平成24年10月7日	いわみーる	浜田市野原町1826-1
平成24年11月11日	パルメイト出雲	出雲市今市町2065

(2) 第1型講習

開催年月日	会場名	所在地
平成24年10月7日	いわみーる	浜田市野原町1826-1
平成24年11月11日	パルメイト出雲	出雲市今市町2065

(3) 第2型研修

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成24年9月10日	平成24年9月30日	平成24年11月11日

(4) 第2型講習

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成24年9月10日	平成24年9月30日	平成24年11月11日

4 受講料

第1型研修 5,000円

第1型講習 4,500円

第2型研修 5,000円

第2型講習 4,500円

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年 5 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 2 作業期間
平成24年 5 月25日から平成25年 3 月29日まで
- 3 作業地域
県内全域

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成24年 5 月25日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

- 1 役務の名称及び数量
島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
病院局県立病院課情報システムスタッフ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テクノプロジェクト 島根県松江市学園南二丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
109,229,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則

第83号) 第9条の規定により公告する。

平成24年 5 月 25 日

島根県立中央病院 病院長 中 山 健 吾

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局情報システムグループ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社山陰支社 松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

153,432,363円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

雑

報

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条の3第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施するので、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第73条の規定により告示する。

平成24年 5 月 25 日

社団法人全国火薬類保安協会会長 鶴 田 欣 也

1 試験の種類

甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

丙種火薬類製造保安責任者試験

2 試験日

平成24年 9 月 2 日（日）

3 試験科目

甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験	① 火薬類取締りに関する法令 ② 一般火薬学
丙種火薬類製造保安責任者試験	① 火薬類取締りに関する法令 ② 信号焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む。）製造工場保安管理技術 ③ 信号焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む。）製造方法 ④ 火薬類性能試験方法 ⑤ 一般教養科目

4 試験場所

松江市

5 受験願書常置場所及び提出先

安来市広瀬町石原331-3 能義安来建設業会館内 安来地方火薬類保安協会

松江市西嫁島1-3-17 島根県建設業会館内 松江地区火薬類保安協会

雲南市木次町里方1045-8 雲南建設会館内 雲南地区火薬類保安協会

仁多郡奥出雲町三成664-25 仁多郡建設会館内 仁多地方火薬類保安協会

出雲市塩冶有原町6-39 (社)島根県採石協会内 出雲火薬類保安協会

大田市大田町大田イ179-3 大田建設会館内 大田市火薬類保安協会

邑智郡川本町川本238-3 邑智建設会館内 邑智郡火薬類保安協会

浜田市原井町908-28 浜田建設会館内 浜田・江津地区火薬類保安協会

益田市東町8-33 益田農林会館内 益田地方火薬類保安協会

隠岐郡隠岐の島町西町名田の四、34-1 隠岐建設会館内 隠岐地方火薬類保安協会

松江市殿町1 島根県庁7階 島根県火薬類保安協会連合会

6 受験願書受付期間

平成24年6月26日(火)から同年7月5日(木)まで

(郵送による場合は、7月5日までの消印があるものに限って受け付ける。)

7 受験手数料

17,000円(所定の方法により納付すること。)

8 問合せ先

島根県火薬類保安協会連合会 松江市殿町1 島根県庁7階 (TEL 0852-22-7202)

正 誤

昭和58年3月4日付け島根県報第2,779号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

	ペ							
10	↓							
	ジ							
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 五 第 島 号 二 根 の 百 県 表 八 告 中 十 示 </td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%; vertical-align: middle; text-align: center;"> 箇 所 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding-top: 10px;"> から 飯 同 石 大 郡 字 三 一 刀 六 屋 八 町 五 大 番 字 二 乙 地 加 宮 </td> <td></td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center; padding-top: 10px;"> 誤 </td> </tr> </table>			五 第 島 号 二 根 の 百 県 表 八 告 中 十 示		箇 所	から 飯 同 石 大 郡 字 三 一 刀 六 屋 八 町 五 大 番 字 二 乙 地 加 宮		誤
五 第 島 号 二 根 の 百 県 表 八 告 中 十 示		箇 所						
から 飯 同 石 大 郡 字 三 一 刀 六 屋 八 町 五 大 番 字 二 乙 地 加 宮		誤						

三二一六番一地先
先まで

飯石郡三刀屋町大字乙加宮一六八一番二地先
から同大字三二一六番七地先まで

正

平成24年3月27日付け島根県報号外第34号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から16	第23条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。	第23条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同条を第20条とする。